

品川翔英中学校・高等学校スクール・ハラスメント防止基本方針

令和3年4月1日

スクール・ハラスメント（人格を傷つけるような発言や行動、性的な嫌がらせ、優位的立場を利用した威圧的発言など）は、単に加害者と被害者との間の個人的な問題にとどまるだけでなく、生徒たちののびのびとした学習のための環境と教職員における教育・研究・就業のための環境が損なわれることであり、生徒・教職員の「個人の尊厳」と「人権」が著しく侵害されることとなります。

小野学園女子中学・高等学校は、スクール・ハラスメントが、本校を構成するすべての人々の権利および快適な環境を確保し、維持するために、スクール・ハラスメント防止基本方針を作成し、スクール・ハラスメントの防止に真摯に取り組んでいくこととします。

第1 スクール・ハラスメントとは何か。

たとえ無意識であったとしても、相手の意に反する発言や行動によって、精神的不利益や船外を与えたり、または個人の尊厳・人格を傷つけたりして、良好な教育環境、職場環境等の維持を損害することをいう。

- (1) セクシャル・ハラスメント（性的な発言や行動によって相手に不利益や不快感を与える）
- (2) アカデミック・ハラスメント（教育・指導の場において優越的な立場を利用し、個人の人格を侵害したりする発言や行動をとる）
- (3) パワー・ハラスメント（上位の立場・優越的な立場を背景に、課外活動や職務関係において、相手の人格を傷つけたり、権利を侵害したりする発言や言動をとる）

第2 スクール・ハラスメント対策委員会の設置

（趣旨）

学校におけるスクール・ハラスメントの防止等に関する措置を効果的に行うため、スクール・ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

学校長、校長補佐、教頭、その他の教職員により構成する。

（設置期間）

委員会は常設の委員会とする。

（所掌事項）

委員会は、学校が組織的にスクール・ハラスメント問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・ 相談、通報の窓口となり、その内容に応じて助言し解決策を探る。
- ・ スクール・ハラスメントに関する事案の事実調査を行う。関係者から事情聴取するなどして事実関係の調査を公正に行い、学校長に報告をする。
- ・ その他スクール・ハラスメント防止等に関すること。

第3 基本的な心構え

1 一人で我慢し、悩まないこと

無視したり、受け流したりするだけでは、問題の解決にはならない。

2 行動をためらわないこと

被害をさらに大きくしない、他に被害者をつくらない、自分ひとりも問題ではなくすべての人が快適な環境を確保し、維持するために大切なことだと認識して、勇気ある行動にでることが重要です。

第4 被害を受けた時と思った時の行動

1 相手に対してはっきりと意思表示をすること

スクール・ハラスメントに対しては毅然とした態度を取ること。はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要です。相手に直接言いにくい場合には、手紙等で伝える手段もあります。

2 信頼できる人に相談すること

まず、保護者・担任・友人・同僚など信頼できる人に相談することが大切です。また学校には「スクール・ハラスメント防止委員会」がありますので、その委員会の先生に相談することを勧めます。委員会の先生はプライバシーを尊重し、秘密は厳守します。なお、相談する場合は被害が発生した日時、内容等について記録したり、証拠を残したり、第三者の証言を得ておくに役立ちます。

第5 委員会の遵守事項

(1) 相談者の名誉とプライバシーを守る。

(2) ハラスメントの行為者等からの報復を含め、相談者の不利益となることがないように十分な配慮をする。(相談の事実が他人に知られないようにする等)

(3) 在学・在任中および卒業・退職後にかかわらず、職務上知り得た秘密および情報は漏洩しません。

第6 学校長による措置

学校長は、ハラスメント問題の協議・調停や、委員会の設置、ハラスメントの認定とその対応策等に関して、委員会からの報告を受け、適切な処置をとる。